

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年10月11日
【会社名】	ウェルネット株式会社
【英訳名】	WELLNET CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮澤 一洋
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番7号NBF日比谷ビル26階
【電話番号】	03(3580)0199
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 高橋 静代
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区内幸町1丁目1番7号NBF日比谷ビル26階
【電話番号】	03(3580)0199
【事務連絡者氏名】	取締役管理部長 高橋 静代
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年9月27日開催の当社第35回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
平成29年9月27日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金50円 総額944,742,100円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年9月28日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 監査等委員会設置会社への移行のため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行うものであります。

(2) 迅速な意思決定を行うことで、資本政策及び配当政策を図るため、会社法第459条第1項の規定に基づき、剰余金の配当等を取締役会決議により行うことが可能となるよう、定款第38条（剰余金の配当等の決定機関）を新設するものであります。

(3) 条文の新設及び削除に伴い、条数の変更等を行うものであります。

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）2名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として宮澤一洋、高橋静代を選任するものであります。

第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役に安藤均、佐藤元宏、花澤隆を選任するものであります。

第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

補欠の監査等委員である取締役に山本強氏を選任するものであります。

第6号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の設定の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額200,000千円以内とするものであります。

第7号議案 監査等委員である取締役の報酬等の設定の件

監査等委員である取締役の報酬等の額を年額50,000千円以内とするものであります。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

取締役（監査等委員である取締役を含む。）に対し、譲渡制限付株式の付与のための報酬を年額30,000千円以内、うち監査等委員でない取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額を、年額20,000千円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）、監査等委員である取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額を、年額10,000千円以内を限度として、金銭債権として支給するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果及び賛成割合(%)
第1号議案	112,092	169	-	(注)1	可決 96.01
第2号議案	107,491	4,745	-	(注)2	可決 92.07
第3号議案					
宮澤 一洋	111,675	562	19	(注)3	可決 95.65
高橋 静代	111,313	924	19		可決 95.34
第4号議案					
安藤 均	111,717	549	-	(注)3	可決 95.69
佐藤 元宏	87,535	24,731	-		可決 74.97
花澤 隆	86,454	25,812	-		可決 74.05
第5号議案	82,381	29,885	-	(注)3	可決 70.56
第6号議案	111,652	614	-	(注)3	可決 95.63
第7号議案	111,698	568	-	(注)3	可決 95.67
第8号議案	68,190	44,027	19	(注)3	可決 58.40

(注)1. 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上